

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和２年６月１２日
招 集 年 月 日	令和２年６月２３日
招 集 場 所	知立市中央公民館 ２階 第１・第２展示室
参 集 時 間	午後１時５５分、委員１７名、市民部長および事務局３名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：１ 杉浦直美 ２ 坂田盛彦 ４ 杉原敬正 ５ 石原國彦 ６ 山岡孝子 ７ 高木芳夫 ８ 毛受浩 ９ 竹本有基 １０ 加藤勝男 １１ 岡田均 １２ 林勝則 １３ 鈴木和幸 １４ 池田とみゑ 推進委員：三井欽雄 岩瀬晴彦 中野明夫 成瀬廣美 計１７名
事 務 局	鶴田市民部長、近藤事務局長、事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
欠 席 委 員	３ 高村昭広
開 会 時 間	午後２時０９分 開会宣言 総会規則第７条の規定により定足数に達しておりますので総会を開会します。（会長）
日 程 第 一	午後２時１０分 議事録署名委員の指名 １２ 林勝則 １４ 池田とみゑ 委員を指名します。（会長）
—	会 長：議事に入る前に、議案第３号について、事務局より説明がありますので、よろしくをお願いします。 事務局：議案第３号に関する知立市西部地区の農業の振興に関する計画について（以下、２７号計画）説明します。令和元年１２月総会においてご審議いただきました２７号計画について、ご指摘いただいた内容を一部の委員のみなさまと事前に修正について協議を重ね、今回修正案をご提示しております。 主な修正点について説明します。 まず、表紙の策定日ですが、令和元年１２月総会にて配布した（案）では、令和元年１２月２５日策定となっておりますが、正しくは令和元年１２月２４日となります。 続いて、趣旨がわかりにくいとのご指摘がありましたので、前回の趣旨にあたるものを「２ 基本的な考え方」に盛り込み、新たに「１ 趣旨」を設けました。 続いて、「２ 基本的な考え方」から「５ 土地利用の方向」については、わかりにくい表記等を見直し、より知立市に則した表現としました。 「３-（３）土地利用の状況」については、毎年１２月３１日現在の状況を県

に報告している「確保している農用地等の面積の達成状況」を基に作成しています。農業振興地域欄および農用地区域欄上段については、報告数値を掲載しています。

農業振興地域の農用地は334.4haから332.2haへ、うち田は299.4haから297.8haへ、うち畑は33.3haから32.7haへ、その他は189.2haから191.3haへ訂正しています。

農用地区域欄上段の農用地は294.2haから293.8haへ、うち田は268.3haから268.2haへ、うち畑は24.2haから23.9haへ、計面積は341haから340.7haへ訂正しています。

市町村区域および農用地区域欄下段（本計画対象地域）については、同時期のシステムから出力される農地一覧を参考に算出しています。市町村区域の農用地が400.6haから389.4haへ、うち田は334.2haから329.7haへ、うち畑は64.7haから58.0haへ、その他は1,229haから1,240haへ訂正しています。

農用地区域欄下段（本計画対象地域）の農用地は98.8haから82.9haへ、うち田は76.5haから75.2haへ、うち畑は7.9haから7.6haへ訂正しています。

また、農業用施設用地については、税務課に課税資料上の農業用施設用地を確認し掲載しています。

農業用施設用地の市町村区域は1.4haから1.6haへ、うち農業用振興地域及び農用地区域は1.5haから1.4haへ訂正しています。以上、これらの面積について訂正いたしました。

続いて、「6 施設の概要」については、今回の案件である施設番号2を追加し、施設調書を追加しております。ここで配布した施設調書2について、訂正があります。

「2（3）- 調整状況④転用決裁金」について、「6月22日以降明治用土地改良区と調整を行っている。」となっているところを「6月22日明治用土地改良区と調整済み」に修正いたします。「4 ワ要件」については、「農振対策班会議において、適当と判断されたことにより、同意があったものとみなす。」と加筆をお願いいたします。変更点の概要についての説明は以上です。

なお、知立市西部地区に案件が出た場合は、本来であれば、今回送付したように施設調書1のようにすでに協議済みの調書も添付されていくのですが、今後、農業委員会の議案資料としては、協議済みの案件につきましては、施設調書の添付を割愛させていただきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

会 長：事務局の説明、内容について何かご質問、ご意見はありますか。

委 員：（意見なし）

会 長：特になければ、こちらの資料が議案第3号の説明の際の、施設調書の説明資料

	になりますので、ご理解ください。 (午後 2 時 1 9 分)
日 程 第 二	議案の審議
第 1 号 議 案 1 番	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第 1 号について議案書をもとに説明】 会 長：転用目的が駐車場の一時転用の申請ですが、地元の委員さん、補足説明はありますか。 委員 10：【委員 10 配布資料をもとに補足説明】 配布資料は事前に申請者である施工業者より近隣住民へ配布されたものです。新幹線工事の内容は、防音壁の取替、鉄板の接着、柱の鋼板巻（耐震強化）を資料地図の赤塗り部分で行うとのことです。高架下既存駐車場は、議案書 10 ページの新幹線と知立東浦線の交差部分の南側の高架下部分にアイシンの従業員駐車場 44 台、さらに西側付近にドミーの従業員駐車場 10 数台等があり、これらの駐車場が工事の施工に伴い、移動せざるを得なくなりました。代替地である農地の工事期間は令和 2 年 8 月頃からの施工を予定しており、地権者からは既に承諾を得ていると聞いています。また、報告第 3 号の 1 番から 4 番については、今回申請農地をアグリ知立が利用権設定を結び、耕作していましたが、工事の施工に伴い、令和 2 年 4 月に利用権設定を解約したものであるため、耕作者であったアグリ知立からも了承を得ています。農地を駐車場として利用することにあたっては、農地の上にシートを張った後に土等を盛るため、原状復帰も可能です。期間限定の農地転用でもあり、必要な事業でもあることから、やむを得ないものと考えています。 会 長：地元の委員さんより補足説明がありましたが、他に何かご質問、ご意見はありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは承認することといたします。 (午後 2 時 3 1 分)
第 2 号 議 案	農業振興地域整備計画変更に係る協議について

1 番	【議案第 2 号について議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん、補足説明はありますか。 岩瀬委員：申請地は、現在、申請者の父により、畑として耕作されている土地です。 3 方向を道路、水路に囲まれており、西側は畑です。畑を 2 枚挟んだ西側には、令和 2 年 1 月総会において、転用申請があり、現在、分家住宅建築中の土地があります。申請地南側には、排水路がありますが、この排水路を境に農振農用地と農振農用地外に分かれております。 申請地は農振農用地の外れに位置していることや集落にも近いということから、農用地の集積、集団化等には、支障はないと思います。また、他に適当な土地がないことから、今回の申請はやむを得ないものと思います。 会 長：地元の委員さんより補足説明がありましたが、他に何かご質問、ご意見はありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは承認することといたします。 （午後 2 時 3 5 分）
第 3 号 議 案 1 番	農業振興地域整備計画変更に係る協議および農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 2 7 号に基づく計画（2 7 号計画）に対する意見について 【議案第 3 号について議案書をもとに説明】 会 長：2 7 号計画の資料 施設番号 2 の案件であり、事務局より説明のありましたとおり、「4 2 7 号の要件の判断」 各要件に対し、事務局で事前に調査・判断した結果が記載されております。地元の委員さん、補足説明はありますか。 委員 10：議案書 1 2 ページの地図と 2 7 号計画の施設番号：2 の図面を確認してください。本人に確認したところ、囲ってある部分は他の所有者の土地で、申請者の土地は囲ってある部分より西側であり、そちらが申請地と聞いています。 事務局：今回、囲ってある部分と右側部分も含めて申請地番であり、このうちの囲ってある一部を分筆しての申請となっております。施設番号：2 の表記の箇所についても分筆予定線を引いたものを示しております。 委員 10：分筆予定線と記載してある右側、農業用倉庫の西側に建物と駐車場を建てると聞いていますが、こちらで間違いはないですか。 事務局：申請はお示しの図面内容で提出がありますので、この内容で判断しておりますが、再度、申請者には確認をします。 会 長：施設番号：2 の最終ページの図面の内容で、申請があったということですね。 委員 10：図面の内容で申請があったならば、問題ないです。聞き取りと異なってい

	たため、確認をしたところです。申請事由については、やむを得ないもので問題はないと思います。 会 長：地元としても問題がなく、２７号計画の内容につきましても、問題がないとの判断になりますが、他に何かご質問、ご意見はありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは承認することといたします。 ただし、２７号計画の資料「施設番号：２の４ ２７号の要件の判断にあります イ 要件」については、については、総会後に意見なしと記載をさせていただきます。また、「ロ要件（３）」についても、（２）の縦覧日を経ての結果を記載した後に、最終的に県へ提出するスケジュールになっておりますので、ご理解ください。 （午後２時４５分）
第４号議案 １番 ２番	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 【議案第４号１番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん、補足説明はありますか。 委員１２：証明する主たる従事者は高齢であり、診断書の内容については、事務局より説明のあったとおりです。対象地域は第１種の中高層住居専用地域であります。申請地は市街化区域内にあり、長年担い手もなく遊休農地となっていた農地でもあることから、今回の申出については、やむを得ないと思います。 会 長：地元の委員さんより補足説明がありましたが、他に何かご質問、ご意見はありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは承認することといたします。 （午後２時５２分） 【議案第４号２番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん、補足説明はありますか。 委員８：証明する主たる従事者が生前にトラクターに乗って耕作している姿を何度も見たことがあるため、従事者証明としては問題ないと思います。 会 長：地元の委員さんより補足説明がありましたが、他に何かご質問、ご意見はありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは承認することといたします。 （午後２時５５分）

第 5 号 議 案 1 番	生産緑地買取り申出に係る農地の斡旋協力について 【議案第 5 号について議案書をもとに説明】 会 長：斡旋協力の依頼になりますので、地元の委員のみなさまは現地を確認いただき、期日までに回答のご報告いただきますようよろしくお願いします。 (午後 2 時 5 7 分)
日 程 第 三 報 告 案 件 1 号 2 号 3 号	会 長：報告案件について、お気づきの点があればご発言ください。 委 員：(意見なし) (午後 2 時 5 8)
日 程 第 四 そ の 他	【その他】 ・令和 2 年 4 月末の委員報酬について（事務局） ・令和 2 年 5 月末の委員報酬について（事務局） ・知立市農業委員会委員等の任命について（事務局） ・知立市農業委員会臨時総会の開催について（事務局） 令和 2 年 7 月 2 0 日（月）午後 3 時から開催。 ・相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（事務局） 地域ごとに日程調整を行い、事務局と該当地の現地確認を予定。 ・活動状況報告について（事務局） (午後 3 時 1 0 分)
閉 会 時 間	午後 3 時 1 1 分 閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。